

## V. 参考資料

---

### 1. 研究会の概要

(1) 道州制のあり方研究会 委員名簿	50
(2) 道州制のあり方研究会設置要領	51
(3) これまでの開催結果	52
(4) 今後の予定	52

### 2. 研究会配付資料（抜粋）

#### ■第1回会合

---

参考① 河川（治水）に関する国と地方の主な役割分担の現状	53
参考② 中村特任教授（ゲスト）提出資料 「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて」提言の概要	54
参考③ 水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要	55

#### ■第2回会合

---

参考④ 産業振興に関する国と地方の役割分担の現状	56
参考⑤ インフラ整備の現状（道路、港湾、空港）	59
参考⑥ 森林の多面的機能を確保するための施策	62
参考⑦ 地域の実情に応じた取組例（林業）	63

#### ■第3回会合

---

参考⑧ 市町村の現況等について	64
参考⑨ 佐々木教授（ゲスト）提出資料 「道州制と大都市圏の扱い」	68
参考⑩ 石田准教授（ゲスト）提出資料 「小規模市町村からみた道州制」	72

3. 道州制基本法案（骨子案） [H25年2月 自民党道州制推進本部]	75
-------------------------------------	----

4. 道州制への移行のための改革基本法案 [H25年6月 日本維新の会・みんなの党]	80
--	----

## 1. 研究会の概要

### (1) 道州制のあり方研究会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	主な役職	備考
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	
新川 達郎	同志社大学大学院教授	座長
村上 睦	大阪学院大学教授	
山下 淳	関西学院大学教授	副座長

### [道州制のあり方研究会 ゲスト招聘]

氏名	主な役職	備考
中村 正久	滋賀大学環境総合研究センター特任教授	第1回会合
佐々木 信夫	中央大学教授	第3回会合
石田 和之	徳島大学大学院准教授	第3回会合

## (2) 道州制のあり方研究会設置要領

(設置目的)

第1条 国における道州制をめぐる動きに対応して、国主導の中央集権型道州制にならないよう、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言するとともに、将来の関西における広域行政のあり方等の検討に資するために、関西広域連合協議会規則（以下「規則」という。）第3条第3項に基づき専門部会を設置する。

(名称)

第2条 専門部会の名称は「道州制のあり方研究会（以下「研究会」という。）」とする。

(所管事項)

第3条 研究会は第1条の設置目的に沿って、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 道州制のあり方
- (2) 将来の関西における広域行政のあり方
- (3) その他関連する事項

(組織)

第4条 研究会の委員は、規則第3条第1項および第3項の委員の中から、広域連合長が指名する。

2 研究会に座長および副座長を置き、前項で指名された委員の中から互選する。

3 座長は、研究会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、座長が招集する。

2 研究会に有識者その他、座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、本部事務局国出先機関対策プロジェクトチームにおいて行う。

(会議の公開)

第7条 研究会の会議は公開を原則とする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年3月2日から施行する。

2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

### (3) これまでの開催結果

#### ○第1回会合

(日 時) 平成25年3月23日(土)

(出席者) 新川座長、山下副座長、村上委員 (欠席: 北村委員)

[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授

(議 事) (1) 検討の方向性およびスケジュールについて

(2) 具体的な政策分野(河川管理)を通じた論点について

#### ○第2回会合

(日 時) 平成25年4月22日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) (1) 具体的な政策分野(産業振興、インフラ整備、森林保全)を通じた論点

(2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等

#### ○第3回会合

(日 時) 平成25年5月20日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

[ゲスト] 佐々木・中央大学教授、石田・徳島大学大学院准教授

(議 事) (1) 大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等

(2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等(2回目)

#### ○関西広域連合委員会との意見交換

(日 時) 平成25年5月23日(木)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(内 容) 研究会の検討経過および今後の検討に当たってのポイント など

#### ○第4回会合

(日 時) 平成25年6月17日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) 道州制のあり方について(中間報告案)

#### ○関西広域連合議会「広域行政システムのあり方検討部会」との意見交換

(日 時) 平成25年6月22日(土)

(出席者) 新川座長、山下副座長

(内 容) 道州制のあり方について(中間報告案)

### (4) 今後の予定

#### ○第5回会合以降

(日 時) 7月以降(月1回程度開催)

(議 事) 具体的な政策分野(社会保障や教育など)を通じた論点 など

#### ○年度内 (予定※国の動向により変動あり)

最終報告とりまとめ

河川（治水）に関する国と地方の主な役割分担の現状

		河川		主な関連分野				
		管理区分	事務・権限等	砂防	森林・治山	農地（水田）	下水道（雨水）	防災その他
国	本省	一級河川 （直轄管理 区間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川法</li> <li>○一級河川の指定 （知事等の意見をきく）</li> <li>○河川整備基本方針の策定〔対象：一級河川〕</li> <li>○一級河川（直轄管理区間）改修等の箇所付け</li> <li>○災害発生等に対する必要な措置（指示） 〔対象：一級河川、二級河川、準用河川〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■砂防法</li> <li>○砂防設備を要する土地等の指定</li> <li>■地すべり等防止法</li> <li>○地すべり防止区域等の指定</li> <li>■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>○区域の指定等に係る都道府県への指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林法</li> <li>○全国森林計画・森林整備保全事業計画の策定 （知事の意見をきく）</li> <li>○保安林の指定 （国有林、特定保安林等）</li> <li>○保安施設地区の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地改良法</li> <li>○土地改良長期計画の策定 （知事の意見をきく）</li> <li>○国営土地改良事業計画の策定 （都道府県と協議等）</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土砂災害防止法</li> <li>○土砂災害防止対策基本方針の作成</li> </ul>
	出先機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>①国土交通上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川で、国土交通大臣が指定</li> <li>②一級河川の中でも重要度の高い区間で、国土交通大臣管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川法</li> <li>○河川整備計画の策定 （知事、市町村長の意見を聴く）</li> <li>○河川管理・改修等 （維持：国10/10、改良：国2/3、府県1/3等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■砂防法</li> <li>○複数の府県に関わる設備整備等 （国2/3、地方1/3）</li> <li>■地すべり等防止法</li> <li>○重要な防止施設の新設・改良等 （国2/3、都道府県1/3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林法</li> <li>○国有林の地域森林計画の策定 （知事、市町村長の意見をきく）</li> <li>○保安施設事業の実施 （都道府県負担：1/3以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地改良法</li> <li>○国営土地改良事業の実施 （農業用排水施設等の整備・管理【主に基幹部分】）（国2/3等）</li> </ul>	—
府県	一級河川 （指定区間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①同上</li> <li>②国土交通大臣が指定し、都道府県知事管理（法定受託事務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川法</li> <li>○河川整備計画の策定 （国の認可）</li> <li>○河川管理・改修等 （修繕等：都道府県10/10（1/3以内国補助）、改良：国1/2、都道府県1/2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■砂防法</li> <li>○砂防指定地の行為規制・監視等 （土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、立竹木の伐採等）</li> <li>○砂防設備の管理・工事・維持 （国1/2、都道府県1/2等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林法</li> <li>○地域森林計画の策定 （国と協議＋同意）</li> <li>○保安林（民有林）の指定</li> <li>○保安施設地区台帳の調整・保管</li> <li>○保安施設事業の実施 （国補助：2/3以内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地改良法</li> <li>○都道府県土地改良事業計画の策定 （市町村と協議等）</li> <li>○都道府県土地改良事業の実施 （農業用排水施設等の整備・管理【主に支線部分】）（国1/2等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道法</li> <li>○流域別下水道整備総合計画の策定 （複数都道府県の区域にわたる水系に係る河川等については国と協議）</li> <li>○流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 （建設費国1/2、都道府県1/2等）</li> <li>○流域下水道事業計画の策定 （国と協議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害対策基本法</li> <li>○都道府県地域防災計画の策定・実施</li> <li>■水防法</li> <li>○都道府県水防計画の策定</li> <li>○洪水予報河川等の指定</li> <li>○浸水想定区域の指定</li> <li>■土砂災害防止法</li> <li>○土砂災害警戒区域等の指定</li> <li>■都市計画法</li> <li>○区域区分の指定 （市街化区域・市街化調整区域）</li> <li>■建築基準法</li> <li>○災害危険区域の指定</li> </ul>
	二級河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川で都道府県知事が指定。都道府県知事管理。（法定受託事務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川法</li> <li>○二級河川の指定 （市町村長の意見をきく）</li> <li>○河川整備基本方針・河川整備計画の策定 （国と協議＋同意、市町村長の意見を聴く）</li> <li>○河川管理・改修等 （管理：都道府県10/10、改良：国1/2以内、都道府県1/2以上等）</li> <li>○ダム等に係る改良工事など（国と協議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地すべり等防止法</li> <li>○防止区域の設備管理・工事等 （工事：国1/2、都道府県1/2）</li> <li>■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>○区域の指定、管理、工事等 （工事：国1/2、都道府県1/2）</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地改良法</li> <li>○市町村土地改良事業計画の策定 （知事と協議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地改良法</li> <li>○市町村土地改良事業計画の策定 （都道府県へ報告）</li> <li>○市町村土地改良事業の実施 （農業用排水施設等の整備・管理【主に末端部分】）（国1/2等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道法</li> <li>○公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 （建設費国1/2、都道府県1/2等）</li> <li>○公共下水道事業計画の策定 （都道府県に協議）</li> </ul>
市町村	準用河川 普通河川 （河川法対象外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準用河川：一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村が指定。市町村管理。（自治事務）</li> <li>○普通河川：河川法の適用を受けない公共河川。市町村管理（自治事務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川法等</li> <li>○準用河川の指定</li> <li>○河川管理・改修等 （管理：市町村10/10、改良：国1/3等）</li> <li>○ダム等に係る改良工事など （知事と協議）</li> </ul>	—	—	—	—	—

「琵琶湖淀川からの流域管理に向けて」提言の概要

平成23年3月 事務局：滋賀県水政課

1. 検討にあたって

琵琶湖保全は琵琶湖淀川流域の保全と不可分
滋賀県で琵琶湖淀川の流域管理を検討し、琵琶湖淀川流域と近畿圏の特長可能な発展に寄与

2. 琵琶湖淀川流域の特長

(1) 流域の概要
宇治・木津・桂川と本川、2府4県にまたがる大流域
(2) 琵琶湖淀川流域における琵琶湖の役割
流域全体面積約38,240km²中、琵琶湖流域が約半分
年間流量84億m³中、瀬田川144億m³、琵琶湖は定

4. 琵琶湖淀川流域を取り巻く自然・経済・社会の変化

(1) 人口減少、低成長への移行
水需要は、人口の減少傾向や経済の低成長を背景に減少が予想
財政の逼迫も見込まれる
(2) 生態系保全の重視、水問題のグローバル化、地球環境問題の深刻化
持続可能な社会に向け、生態系保全の重要性
バーチャルウォーター、酸性雨など国を超えた水問題
気候変動による地球環境問題
(3) 地方分権と広域行政の進展
地方分権、広域行政への動きが加速
近畿圏では関西広域連合の設立

5. 琵琶湖淀川流域の課題

(1) 水と流域についての課題
① 氾濫原を含めた洪水対策
整備遅れや地球環境変化で川の中の対策のみに限界
② 治水・利水・環境、上下流を統合的に捉え、琵琶湖水位
水応操作は治水利水に大きな役割、一方、近年、魚の産卵への影響等の課題
③ 生態系にも配慮した利水
水位低下の琵琶湖湖への影響、開発した水資源の効率的な管理必要
④ 生態系の保全・再生
生息空間の改変、分断、外来種等
⑤ 水質のリスク管理と事故への対応
高度な水利用複雑な取水排水系統で水質問題が起これば影響は広範囲に及ぶ
⑥ 森林の管理と水源地域の保全
林業衰退で整備遅れ、水源地域の過疎・高齢化

3. これまでの琵琶湖淀川流域の流域管理の取組

それぞれ時代のニーズに応え、淀川改良工事、琵琶湖疏水、琵琶湖総合開発等、先進的な取組で大きな成果、一方、生態系、水と人とのつながりなどに課題
成果と課題を踏まえてマザーレイク21計画策定、さまざまな取組を推進
新たな時代のニーズに対応した流域の取組が必要

6. 流域のめざすべき姿

① 生態系サービスの維持・向上による流域の社会成長
生態系サービスから見た琵琶湖淀川流域の取組
琵琶湖淀川流域の自然と生態系が、人間社会や生態系自身に対して恵みを与える「機能」は「はたらき」
琵琶湖淀川流域の生態系サービス
資源供給サービス
水資源供給、木材、水産資源提供など、資源価値・経済的価値のあるものを与える機能
文化的サービス
京観形成、リゾリエンション・教育・学習の場提供など、精神的満足をもたらし、人と自然や生態系が「あられあり」機能
調整サービス
琵琶湖による状況安定、植物による自然浄化、生物多様性の提供等、人や生態系を「助ける」機能
琵琶湖淀川流域の生態系サービスが、流域社会の発展を支えてきた中で、琵琶湖は大きな役割
高度成長期以降、経済的価値追求の中で、琵琶湖からの水資源供給等の「資源供給サービス」に着目し開発や機能強化により、豊かな流域社会を形成、一方で、文化的サービスや調整サービスの分化、これが流域の課題にもつながった。
(2) 琵琶湖淀川流域の生態系サービスの維持・向上
さまざまな恵みを与える「生態系サービスの維持・向上による琵琶湖淀川流域の社会成長」
これまでの資源供給サービスへの投資を調整サービス、文化的サービスへ振り向け、経済的価値・雇用を生みだし、活力が持続され、さらに生態系サービスの維持向上につながる良好なサイクルを形成、持続可能な流域社会をめざす
人間と生態系が良好な関係を築き、地域の個性を生かし、満足度の高い、良質な生活を営む「社会成長」を図る
近畿圏の一体感の再構築と社会成長にもつなげる

7. めざすべき管理のあり方

① つながりを中心とした統合的な管理
(1) 統合的な考え方の必要性
課題には一方の主体や地域、目的のニーズが成り立つとも一方が成り立つ「トレードオフ」が存在
これまでの取組は目的別、主体別等の効率最大化で実施。目的達成に効果の反面、課題も明らかになってきた。
(2) 「つながり」を基本とした統合的な管理
目的の統合「近い水」、地域、文化、地産地消など目的について、水と人のつながり、治水、環境、利水、農業用水、工業用水、都市計画、森林など行政の枠組を横断的につなぎ、効果的な管理
地域の統合「軟水問題」
地域の特性と資源を重視しつつ、琵琶湖をばねとした琵琶湖圏の一体的な管理
主体の統合「流域自治」
住民主体自治を中心とした当事者意識、協働等を基本にした琵琶湖圏の一体的な管理
世帯の統合「長期的視点」
世代間の責任を認識、維持可能で将来負担を軽減する
中長期的視点にたち、順応的な管理
(3) 国内外の統合的な流域管理の事例
国内外にさまざまな主要な流域管理の事例あり
琵琶湖が淀川と本川と河川など動水圏の特性、これまでも統合的な取組がされてきたことにも踏まえた管理が必要

8. 新たな流域管理のしくみのあり方

さまざまな主体の参加と連携をより重視し、柔軟性のある新たな管理のしくみ
(1) さまざまなレベルにおける関係者の参加
身近なレベルでの取組を尊重しながら、流域全体として目標を共有し連携していくような取組と協働のしくみ
(2) 自治体を中心とした流域管理の組織
総合行政の主体である府県や市町村がより主体的に参加し相互に連携、関係者とも協力しながら取組が行える組織
組織として関西広域連合の可能性。関係者で検討が必要
(3) 流域管理計画の策定とその順応的な管理
流域全体を対象とした流域管理計画のような計画策定とそれを適切に見直すしくみ
(4) 情報と技術の共有化
情報・技術、科学的知見が必要、例えば水情報センターや統合管理センターなどの検討が必要
(5) 生態系サービスに投資できる資金調達のしくみ
流域全体で取り組むべき課題を共有し、費用を流域全体で負担するしくみ
必要は費用、負担のあり方を検討、共通理解が必要
(6) 新たな管理を支える法のしくみ
しきみを支えるための法律や府県共同、広域連合の条例などが必要、理念明確化のためにも必要

9. 具体的な取組の提案

今後の流域管理の取組の方向性と具体的な取組例を提案
(1) 水と共生し「近い水」を活かす地域づくり
流域全体で水リスクを分担、施設整備・管理、氾濫を想定したまちづくり
ふたから水を意識でき、水辺景観を活かすまちづくり等
(2) 人と生態系のための水資源と施設の効率的な管理
安定的利水と琵琶湖と河川の生態系保全のバランスを図り、既存水資源開発施設の効果的運用による利水管理
琵琶湖の水質管理、琵琶湖と琵琶湖を結ぶ治水・利水・環境や上流の統合運用を含め水位操作見直し
水資源開発施設の見直し
(3) 水環境の改善とリスク管理
琵琶湖から大阪湾までを一体的に捉え、わかりやすい指標の策定
生態系や景観を含む水環境の改善
水質リスクに対する耐震連携による効率的モニタリング、評価
地震などの災害や流域レベルの水質事故に備えた対策等
(4) 森林や農地の保全と活用
流域内での木材流通促進、環境に配慮した農業の推進と農産物の流通拡大
森林の維持管理作業、企業、農業者、市民等への参加促進
森林税の流域レベルでの拡充検討
(5) 水と流域への意識の向上とつながりの促進
流域の保全・管理の意識、流域の一体感を高めるため、情報センターシステムの構築、水辺水面の利用促進、水質リスクの削減や陸路の整備
ナショナルローラー等の整備、エコツアーなどのイベント
琵琶湖淀川の日を設定、流域全体での啓発イベント
流域全体で学習プログラム、森林における「やまのこ」のような体験学習、環境副読本の作成

10. 今後に向けて

琵琶湖は検討と率先取組、流域関係者と議論・検討が必要
流域関係者もさまざまな議論・検討が必要
流域関係者もその立場、地域で取組、議論、検討を期待

# 水循環基本法（水制度改革国民会議とりまとめ案）の概要

[2009年]

## I 制定のねらい

- 省庁縦割りの水管理を見直し、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保。
- 現状では細分化され目的が異なる森林、河川、海岸等に関連する各法律を、水循環という観点から、環境指向的な一つの法律として統合。

## II とりまとめ案の概要

### 1 目的

- (1) 健全で持続可能な水循環型社会の形成について基本理念を定める。
- (2) 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする。
- (3) 水循環型社会の形成に関する統合的水管理施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (4) もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 2 基本理念（省略）

### 3 関係者の責務等・国の責務（省略）

### 4 基本方針、基本計画等

- (1) 国は、流域連合が策定する「流域別水循環計画」の前提となる基本方針を策定する。
- (2) 「流域連合」は、国の基本方針に基づき、流域別水循環計画を策定する。

### 5 基本的施策

- (1) 国は、下記の基本的施策に関する基本方針を示し、河川流域を構成する地方公共団体は、流域連合を結成し、流域別水循環計画に基づいてこれらの基本的施策を講じる。
  - ・流域治水対策の推進
  - ・水環境管理の適正化及び水循環系の再生と保全
  - ・第三者機関による公正な水環境監視
  - ・利水システムの合理化の促進
  - ・地下水の保全と利用の適正化の推進
  - ・河川と森林との統合管理の推進
  - ・農地の保全と活用
  - ・水道及び水循環保全施設の流域圏統合経営の推進
  - ・老朽化施設の更新と機能の向上並びに異常渇水や震災などに備える非常時対応
  - ・財政制度の見直し
  - ・科学技術の振興及び国際協調の推進

### 6 中央政府の行政組織及びその再編整備

- (1) 水循環庁の設置
  - ・水循環庁は、水循環社会の実現に向けて基本的施策の推進のための全ての事務を所掌する。
  - ・また、水循環に関わる現行の個別制度の全てを所管し、統合的水管理体制に移行する。
  - ・ただし、将来の道州制の導入も踏まえ、政策実施権限の多くを「流域連合」に委譲する。
- (2) 中央水循環審議会を設置
  - ・水循環政策の基本方針の審議、水循環政策の進捗状況等を調査審議する。

### 7 「流域連合」の設置等、地方公共団体の行政組織及びその再編整備

- (1) 河川流域を構成する地方公共団体(市町村と都道府県)は、河川流域の統合的管理主体(地方公共団体の連合組織)である流域連合を設置する。
- (2) 流域連合に関わる立法機関として予算、組織、人事などに関わる諸議案を議決し、流域水循環条例その他の諸規定を制定する流域連合議会を設ける。
- (3) 流域連合に諮問機関として流域水循環審議会を設ける。
- (4) 流域連合及び同議会の業務監理に当る組織として、流域連合監査機構を設ける。

### 8 流域住民との協働（省略）